

第1章 序論

I 計画策定の趣旨

本市は、平成17年(2005年)3月に海津町・平田町・南濃町の海津郡3町が合併して発足しました。そこで本市は、合併後のまちづくりの指針として「海津市総合開発計画」(基本構想)を、平成19年度(2007年度)を初年度とし、平成28年度(2016年度)を目標年次とする本市の最初の総合計画として策定しました。

平成23年度(2011年度)は、本計画の中間点にあたり、「海津市総合開発計画」(基本計画)の前期5カ年が終了するため、これまでの進捗状況を踏まえ基本構想の趣旨を再認識するとともに、前期基本計画の内容を点検・評価し、基本構想において示した本市の将来像「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」の実現に向けて、地域主権の進展、人口減少時代の到来、少子化・超高齢社会の進展などの社会情勢の変化に対応できる基本計画の後期5カ年を策定するものです。

II 計画の性格と役割

「海津市総合開発計画」は、地方自治法に基づき策定する、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための本市における最上位計画であり、将来の地域のビジョンを描き、その道筋を明らかにするとともに、市民及び市(行政)のとるべき行動指針を示す役割を担うものです。

後期基本計画は、基本構想に基づき、本市の将来像「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」を実現することを目的として、各施策分野の基本方針、展開方向、施策内容などを体系的に示しています。

今後、策定される各施策分野の個別計画は、後期基本計画を踏まえることとし、既存の個別計画については、後期基本計画と整合性を図りながら推進していくこととします。

IV まちづくりの手法

本市行政は、次の3つの考え方を基本にこの計画を実施していきます。

①市民と市（行政）との協働で進めます

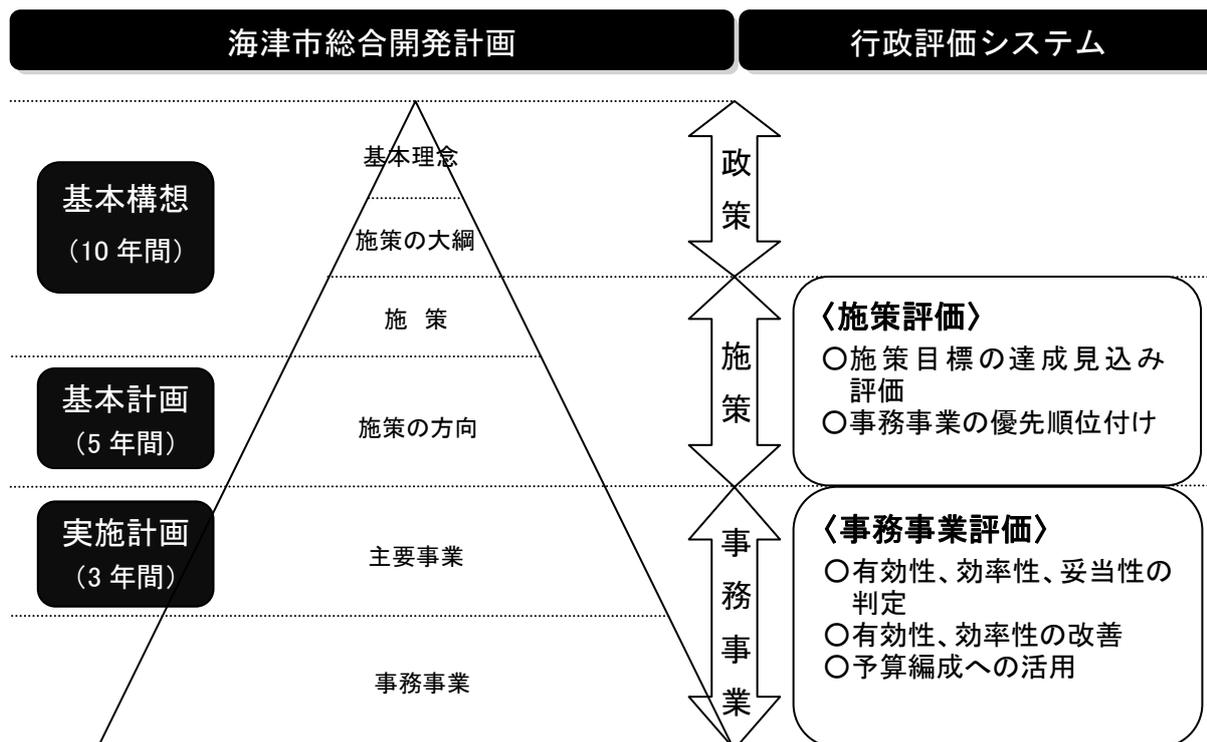
市民と行政の協働によるまちづくりを基本に、情報を共有し、相互理解のもとに、市民と行政がお互いの立場に相応しい力が発揮されるまちづくりを進めていきます。

②自己決定・自己責任で進めます

地域主権は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会を目指しています。本市は、限られた財源をどう配分するかを市民とともによく考え、「自己決定・自己責任」を基本としたまちづくりを進めます。

③行政評価システムによるマネジメントで進めます

より効果的で効率的な行財政運営を進めるため、行政評価システムによる総合開発計画のマネジメントを行い、少ないコストでより高い成果が上げられるよう、施策と事務事業の改善を進めます。また、市民へ計画の進行状況について明らかにします。



V 時代をとりまく社会環境

1 交流社会の深化

地域経済の振興、新しい文化の形成、情報化社会の進展の帰結として、交流社会が進展しており、一層深化していくことが予測されます。

●第1が、地域からの国際交流の推進です。

社会、経済などの分野において、人・もの・情報・資金が国の枠を超えて自由に入出入りする国際化が進展し、私たちの生活の側面では、海外旅行の増加、外国人の居住、海外情報の即時性の進展を背景に、海外の国々が身近な存在として認識され、自治体レベルではなく、個人・地域レベルでの国際交流活動の必要性が高まっています。

そのためには、市民の国際感覚を養うとともに、自治体の姉妹都市交流の枠を超えて、市民同士の国際交流・国際協力（支援）活動する機運を醸成していく必要があります。

●第2が、都市・地域間交流の推進です。

地域経済の振興の大きな要素として交流人口の増加が挙げられ、全国各地で取り組みが進んでいます。人口減少社会では、交流人口すなわち観光客の多少で地域活力の多少が決定づけられる社会となっています。

そのためには、人々が訪れたい「個性豊かなまちづくり」の推進が重要です。ナンバーワンのまちづくりではなく、オンリーワンのまちづくりです。個性豊かなまちづくりは、地域の持つ固有の歴史・風土を活かすこと、地域産業を活かすこと、時代を先取りした施策を展開することによって培われます。また、情報発信力の高いイベントの開催も重要です。イベントに際しては、用意周到な準備と主催者自らが楽しむ仕組みが不可欠です。

もちろん、地域間交流の促進のためには、国・県道を始めとした交流基盤である広域交通網の充実が必要不可欠です。

●第3が、市民交流の活発化です。

しかし、市民交流は、放置しておいて活発化するものではありません。市民が潜在的に持っている協調性を引き出し、醸成していく仕組みづくりが重要です。各種講座の開催などの交流機会の提供、NPO 活動等市民の自主的活動への積極的支援などが求められます。

2 共生社会の深化

科学技術至上主義の弊害の発生・深刻化、経済的合理主義の終焉、機械文明の行き詰まりがその引き金となって、共生型社会を進展させています。

●第1が、自然との共生です。

具体的には、一つが「地球環境へのやさしさ」を取り戻すことです。そのためには、地域をあげて温暖化防止のためのCO₂排出削減に取り組む必要があります。電気自動車の普及をはじめ、安心して自転車利用が可能な道づくり、車依存社会から公共交通優先社会への転換が必要です。また、生活スタイルの見直し、太陽光発電の推進など省エネ対策の強化や、ゴミの分別収集・再生利用の徹底、不要品交換市開催等が求められます。さらに、市街地気候の緩和のために、自然環境の保全や敷地内緑化・壁面緑化・ベランダ屋上緑化を推進することが必要です。

二つが「生物へのやさしさ」を醸成することです。すなわち、自然生態系の保全・再生です。そのためには、緑と花のあふれるまちづくり、水辺の復興、トンボやホタルの飛び交うビオトープ環境整備などが必要です。

●第2が、多文化共生社会の実現です。

国内における労働市場の外国人開放の進展や国際化に伴い地域に居住する外国人が増加することが予想されます。そのため、外国人への情報提供の充実など外国人に住みやすい環境整備、外国人との文化交流機会の提供がますます重要となってきます。

●第3が、世代間共生の推進です。

それは、市民みんながやさしく暮らすことです。とりわけ、地域の弱者である高齢者や子どもが住みやすいまちづくりが求められます。

そのためには、まず高齢者がいきいき暮らせる社会づくりです。高齢社会は、福祉費の増大などが問題視されていますが、未来型社会であり、決して忌み嫌う社会ではありません。なぜなら、高齢社会を実現したのは、先進国の証しだからです。そのためには、茶道・華道、囲碁・将棋などの好老文化（高齢者の楽しみ）を産んだ中世、「老い」が賢明と権威の象徴だった江戸時代のように、現代社会での一層の好老文化を育てる必要があります。それは、消費・医療・福祉サービスの多様化を実現することです。また、自立的で快適な日常生活を送れる生活環境整備、安全かつ容易に移動できる条件整備、社会参加機会の拡大を図る「人にやさしいまちづくり」の一層の推進が必要です。

また、積極的な「少子化社会への対応」が必要です。国・地域を挙げての育児のための時間・空間（保育所等）・コスト・エネルギーへの援助、男女共同参画社会の実現、介護負担の軽減などの未来型福祉社会の実現こそ、その出口なのです。

3 自立社会の深化

情報化社会の進展、交通網の整備等により地方都市の地理的不利益が解消され、地方交付税の削減、税源移譲が進展する中で、地域の経済的自立の追求、権限の委譲による分権型社会への移行、都市間競争の時代が進展し、経済・行政・まちづくり等あらゆる面で自立社会が深化していきます。

●第1が、地域経済の自立による都市自立の追求です。

財政基盤の確立を図るためには、産業振興が不可欠ですが、それは国・県の施策とともに市の施策展開も重要です。過去においては、工業誘致政策が重要視されてきましたが、国際競争の激化する今後においては、厳しい条件となります。これからは、市民起業家、コミュニティビジネスの支援、地場産業の振興が重要です。それは、観光産業や都市型産業と言われるデザイン・ソフトウェア産業等の知識集落型産業、及び地場産業である農業の振興です。また、雇用面では身近な商店街、商店の振興も重要です。地元商店・商店街は、価格や品揃えでは郊外大型店には太刀打ちできませんが、コミュニケーションや商品知識力では負けません。こうした利点を活かし、少しの工夫を付加して地域の高齢者等の生活を支える機能を再生していく必要があります。

●第2が、地域・市民の自立の推進です。

それは、地域自治の強化、コミュニティ活動の活発化です。そのためには、協働型まちづくりの推進を強化することです。協働のまちづくりとは、地域の住民、企業、NPO等各種組織及び行政が、相互に理解し合い、違いを認め合った上で、地域をよくするための共通の目標を設定し、対等に立場で目標達成に向けて知恵と力を出し合い進める活動です。もともとまちづくりは、そこに住む住民が主体になって展開しないとよくはなりません。今までは行政が住民要望を先取りしたり、要望に応じて実施してきました。しかし、自治体財政の逼迫とともに、まちづくりも「造る時代から使う時代へ」、「物づくりから潤いづくりへ」、「新規開発からきめ細かな修復型整備へ」と変化する中で、地域住民の参加・協力がなければできない課題へと変化してきました。それに応える取り組みが今各地で取り組まれている「協働型まちづくり」であり、今後ますます重要になってきます。

また、市民の自主的活動を積極的に展開するとともに行政の支援が必要です。古くからある地域の自治会活動はもちろんですが、スポーツ・文化活動、福祉ボランティア活動や新しい公共をめざすNPO活動などは地域自治を育む重要な活動ですので、積極的な展開を醸成するとともにその支援が必要になっています。

VI わたしたちのまち “海津” の姿

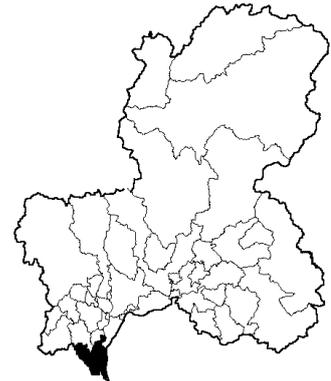
1 海津市の概要

①位置・面積

本市は、岐阜県の最南端に位置し、名古屋市の西約30kmにあつて、西部・南部は三重県に、東部は木曾・長良川に沿つて愛知県に、北部は養老郡・安八郡に、北東は羽島市に接しています。

本市の中央部を流れる揖斐川以東の地域は平地が広がり、以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなっています。

東西方向は約13km、南北方向は約17km、総面積は112.31km²です。



②自然

本市には、東海地方の代表的河川である木曾・長良川が東境を、揖斐川が中央部を流れ、市域内には北端を流れる大樽川、内水排水路としての役割も持つ大江川、中江川、養老山地の水を集める津屋川などが流れています。これらの河川は、豊かな自然生態系が維持・保全され、住民の生活に密着し、やすらぎと潤いを与えているとともに、河川によってもたらされた肥沃な土壌に培われた豊かな田園地帯が広がっています。また、西部には、標高500～800mの小高い山々が連なる養老山地があり、山麓では、みかん園や柿園が広がっています。また、この山麓には、養老断層と呼ばれる活断層が南北に走っています。

気候は、冬季に伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いものの、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域です。

③歴史・沿革

養老山地の麓には貝塚や多くの古墳が残っており、縄文時代より人が住みつき早くから開けていた地域です。木曾三川が複雑に入り組んでいたことから、輪中堤を築き土地や家屋を水の脅威から守ってきましたが、常に洪水に悩まされてきました。しかし、幕府の命によって薩摩藩士の平田靱負らのお手伝普請により行われた木曾三川の分流（油島の締切堤）と大樽川洗堰の築造を行った宝暦治水事業、明治になってオランダの土木技師ヨハネ

ス・デ・レーケらの指導によって行われた木曾三川の分流工事と巨石積堰堤などの治山・治水の整備により洪水の危機が緩和され、その後は有数の穀倉地帯として発展してきました。

一方、行政区域については、明治4年（1871年）の廃藩置県によって笠松県など複数の県に分かれ、その後岐阜県の所属となりました。また、明治30年（1897年）に海津郡が設置され、昭和29年（1954年）に城山町（池辺村大字駒野新田、釜段字徳島編入）、石津村、下多度村が合併して南濃町が、続いて翌年の昭和30年（1955年）に、高須町、東江村、西江村、大江村、吉里村が合併、今尾町大字平原を編入合併して海津町が、今尾町（大字平原を除く）、海西村が合併して平田町が誕生し、さらに平成17年（2005年）3月28日、この3町が合併し本市が誕生しました。

本市は、「国営木曾三川公園」、「千代保稲荷神社」、「海津温泉」、「水晶の湯」「クレール平田」、「月見の里南濃」などの観光資源に恵まれ、年間の入込客数は650万人を超え、県内屈指の観光都市となっています。

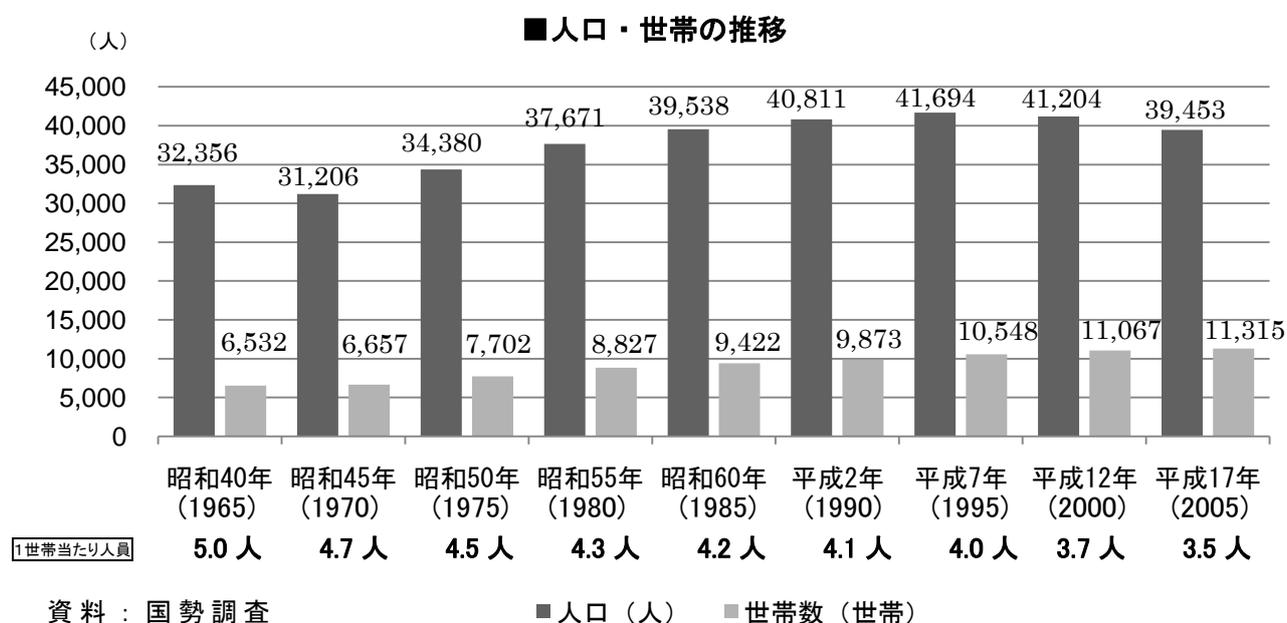
2 海津市の人口等

①人口・世帯の状況

平成17年(2005年)の国勢調査によると、本市の人口は39,453人となっています。昭和40年(1965年)からの推移をみると、昭和45年(1970年)から平成7年(1995年)までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。平成17年の人口は、平成7年の調査ピーク時に比べて約5.4%減少しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、平成17年は11,315世帯となっています。こうしたことから、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成17年は3.5人となり、核家族化が進んでいることが伺えます。

また、市内に平成22年(2010年)4月1日現在、571人(外国人登録者)の外国人が生活しています。

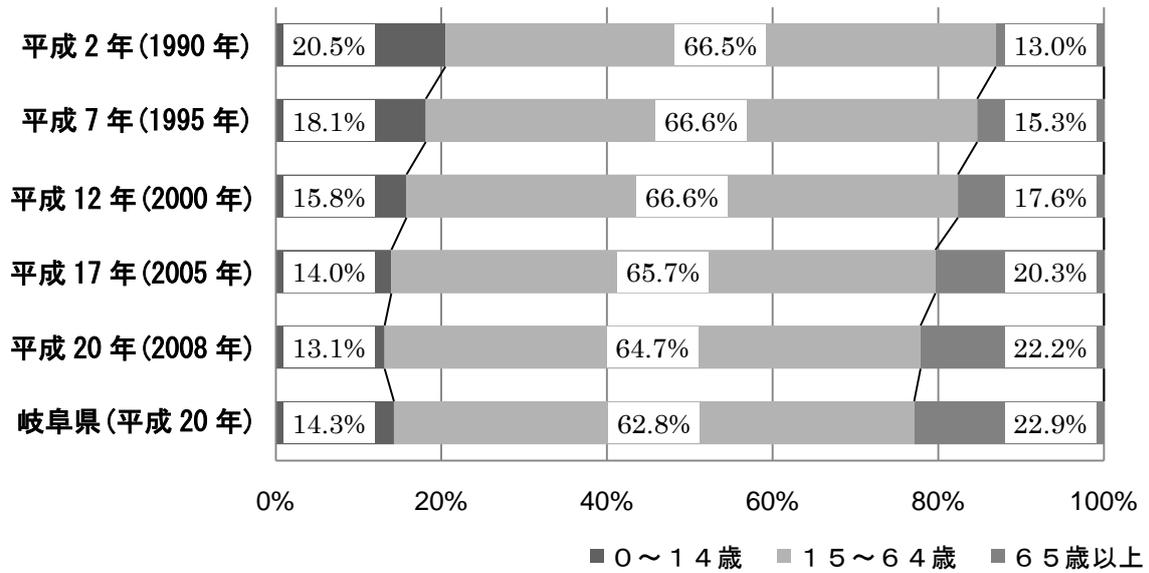


②少子高齢化の状況

本市の人口に占める0歳～14歳までの年少人口は年々減少傾向にあり、県人口動態統計調査の平成20年(2008年)では13.1%と岐阜県の平均よりも低くなっています。逆に、65歳以上の高齢者の割合は年々増加しており、22.2%で5人に1人以上が高齢者という状況であり、本市においても、少子高齢化は確実に進んでいます。

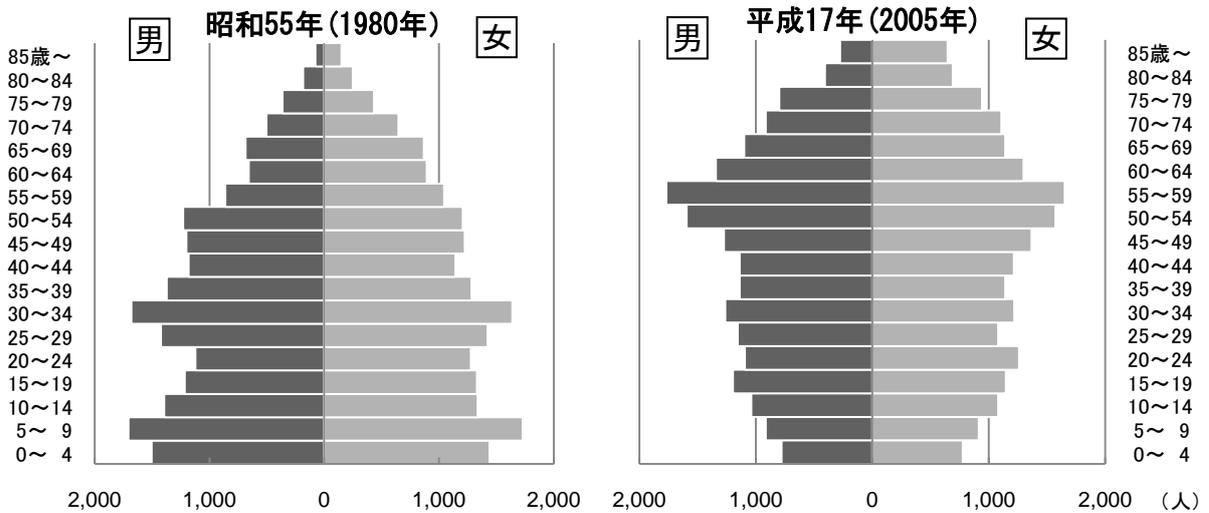
また、人口ピラミッド(5歳階級年齢別男女別人口)をみると、昭和55年(1980年)の「釣鐘型」に近い形から、平成17年(2005年)は、50～59歳と15～24歳を中心に2つのふくらみをもつ「ひょうたん型」に近い形となっています。ピラミッドの裾が狭まっていることと高齢者層にウェイトが移っていることから、かなり少子高齢化が進行していることが伺えます。

■年齢3区分別人口比の推移



資料：国勢調査、平成20年は県人口動態統計

■人口ピラミッド(5歳階級年齢別男女別人口)

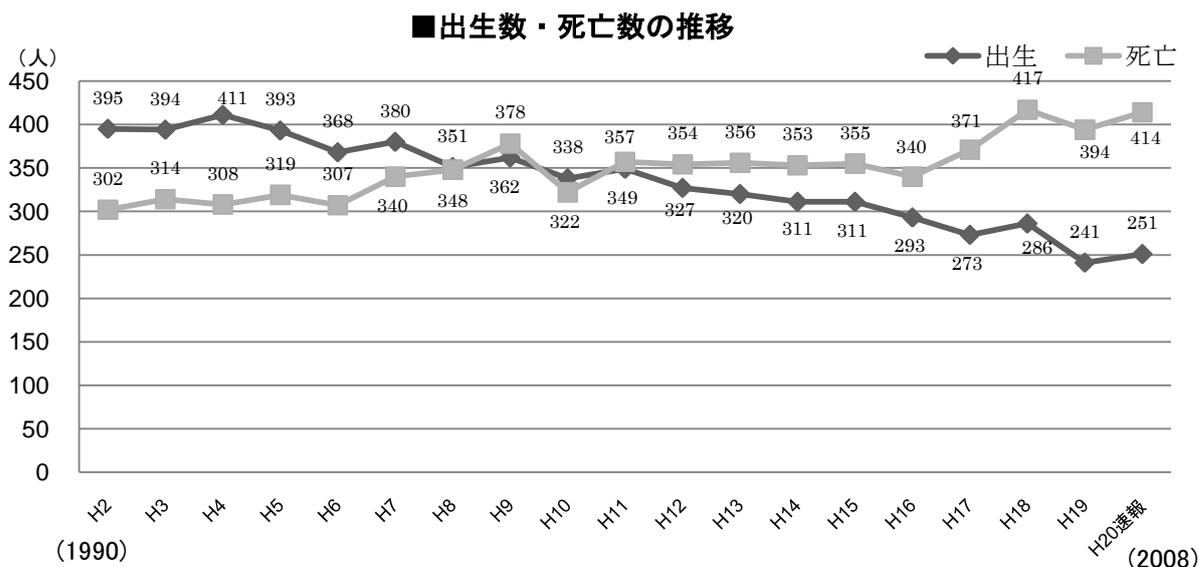


資料：国勢調査

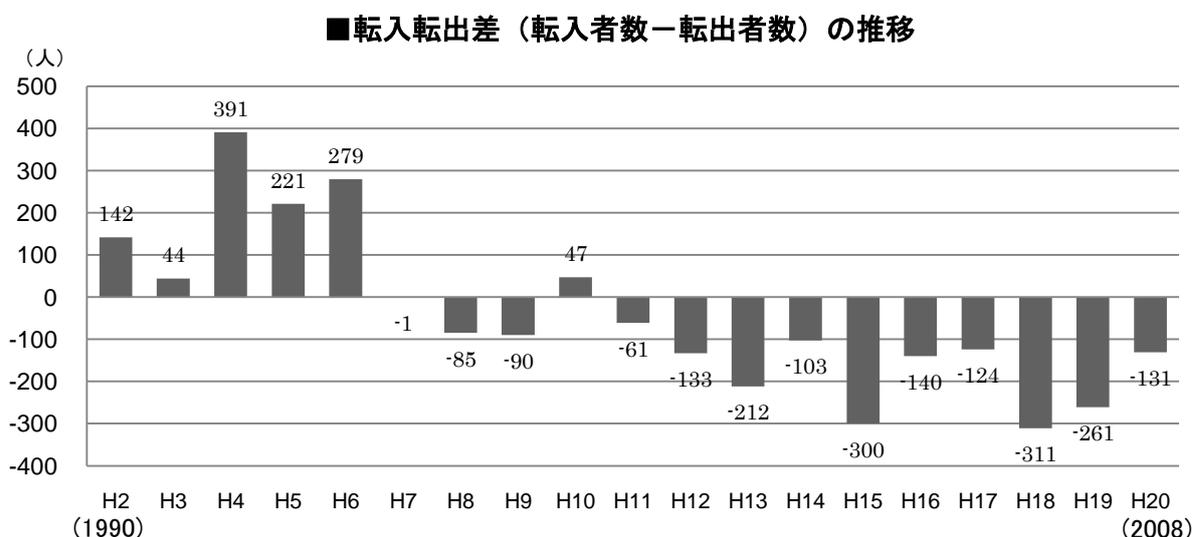
③人口動態の推移

本市の人口動態をみると、出生数と死亡数による自然動態の増減は、平成11年(1999年)以降、死亡数が出生数を上回る自然減少が続いており、平成20年(2008年)速報値で163人の減少となっています。

また、転入と転出による社会動態の増減は、平成11年(1999年)以降、転出が転入を上回る社会減が続いており、平成20年(2008年)は131人の減少となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」



資料：県統計課「県人口動態統計調査」

3 まちづくりに関する市民意識調査結果(概要)にみる海津の姿

海津市総合開発計画・後期基本計画を策定するにあたり、将来のまちづくりに対する市民のご意見を聴くため、「海津市のまちづくりに関する市民意識調査」を実施しました。

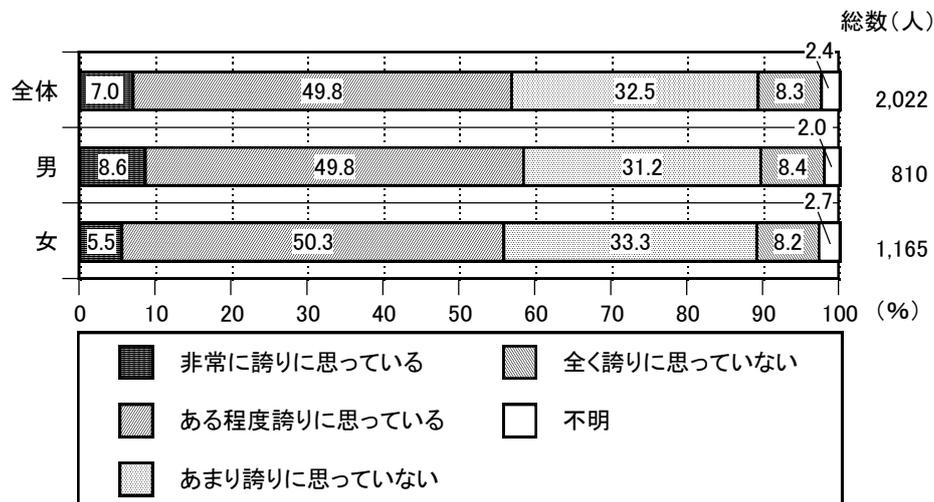
調査の概要は以下のとおりです。

- (1) 調査地域 海津市内全域
- (2) 調査対象 満20歳以上の男女個人
- (3) サンプル数 4,990 (配布数5,000、内未着数10)
- (4) 抽出方法 無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (6) 調査時期 平成22年8月
- (7) 有効回収数 2,022 (有効回収率 40.5%)
- (8) 調査内容 海津市民であることを誇りに思いますかなど全34項目
(以下の項目はその一部)

①まちへの誇りと愛着

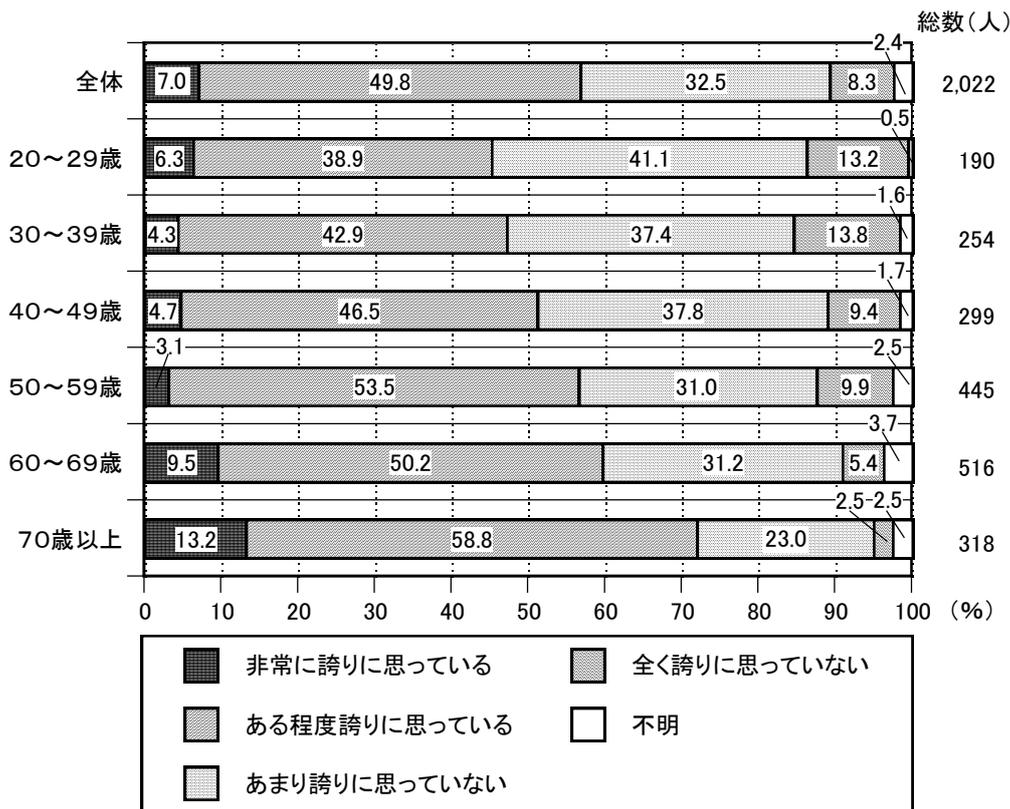
海津市民であることの誇りの有無・程度については、「ある程度誇りに思っている」人が49.8%と最も高く、「非常に誇りに思っている」人の7%を合わせると、「誇りに思う」人の割合が約6割であり、「誇りに思わない」人を16ポイント上回っています。

■「海津市民としての誇りの有無・程度」



年齢別では、高齢者ほど「誇りに思う」人の割合が高くなっています。一方、「20歳代」及び「30歳代」は、「誇りに思わない」人が50%を超えています。

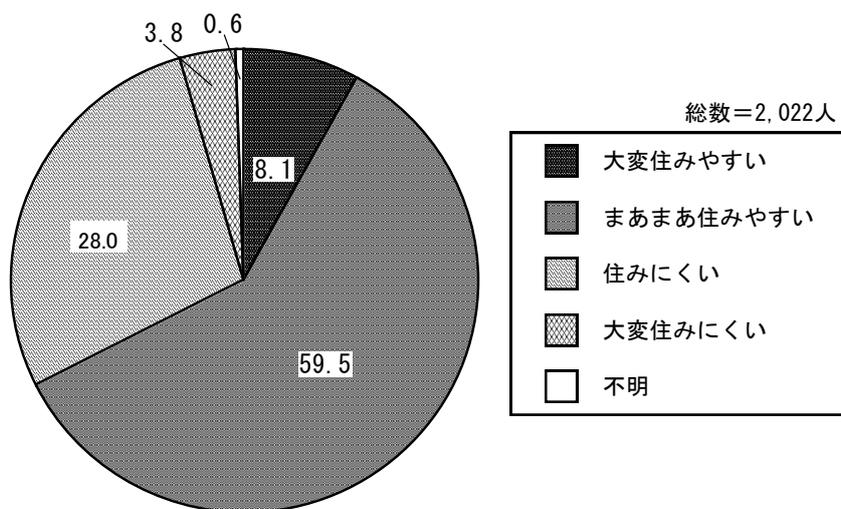
■年齢別「海津市民としての誇りの有無・程度」



②住みやすさとその理由

住みやすさの評価については、「大変住みやすい」が8.1%、「まあまあ住みやすい」が59.5%となっており、海津市を「住みやすい」まちであると評価する人が2/3以上となっています。

■「住みやすさ」の評価

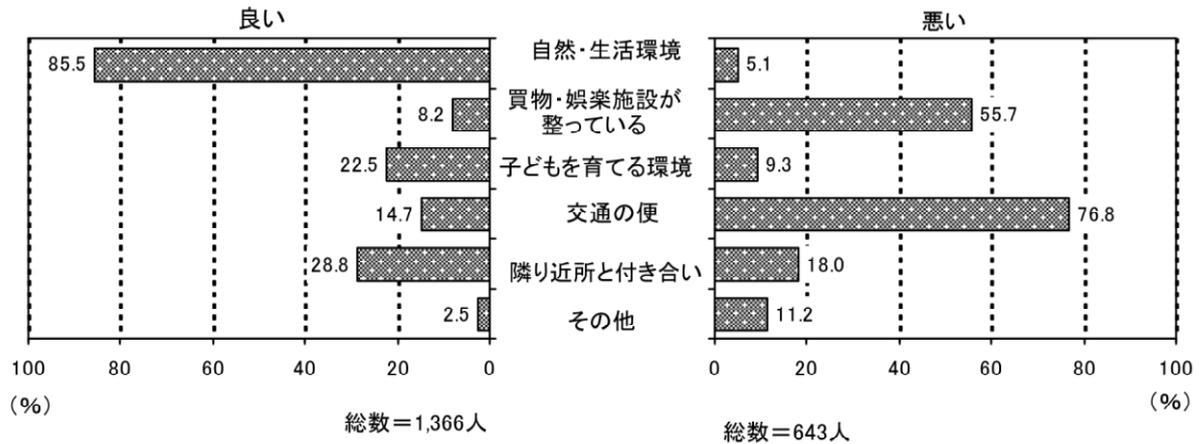


住みやすいと評価する人の理由を見ると、「自然・生活環境がよい」ことが85.5%と際立って高く、次いで「隣り近所との付き合いがしやすい」ことが28.8%、「子どもを育て

る環境がよい」ことが22.5%となっています。やはり、海津市の住みやすさは、自然環境のよさであると言えます。

一方、住みにくいと評価する理由は、「交通の便が悪い」ことが76.8%、「買物・娯楽施設が十分でない」ことが55.7%であり、この二つの理由が大きな割合を占めています。

■「住みやすさ・住みにくさ」の評価別理由



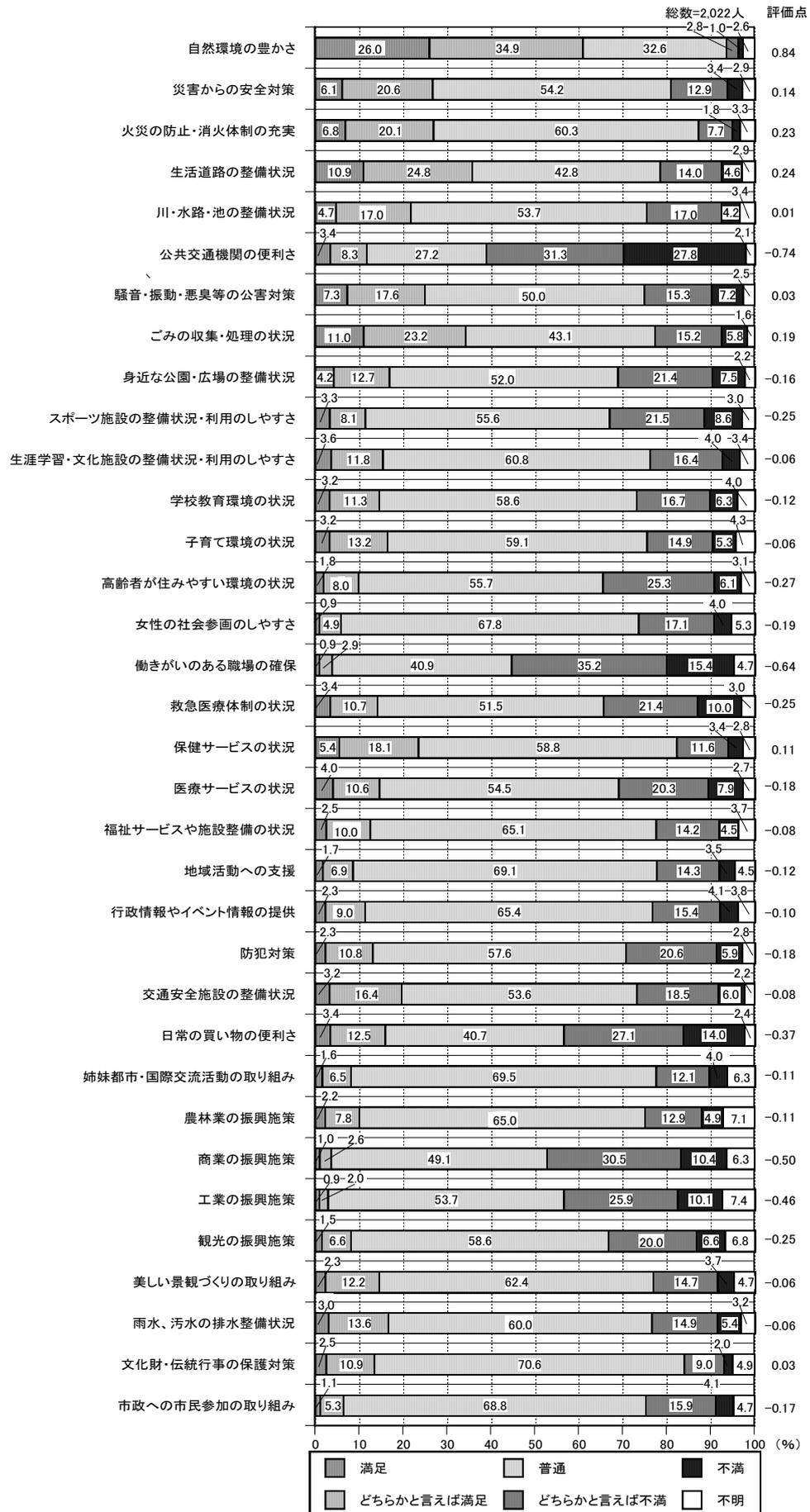
③ 市政満足度評価

各種施策の現状について市民の満足度を把握するために 34 項目について尋ねています。これらの結果について、項目ごとに「満足」を+2点、「どちらかと言えば満足」を+1点、「普通」を0点、「どちらかと言えば不満」を-1点、「不満」を-2点として点数評価した結果で分析しています（なお、「不明」は母数から除外しています）。

満足度が最も高いのは、「自然環境の豊かさ」で+0.84 となっており、「満足」及び「どちらかと言えば満足」と回答した人が 60.9%を占めています。次いで、「生活道路の整備状況」が+0.24、「火災の防止・消火体制（消防団等）の充実」が+0.23、「ごみの収集・処理の状況（回数・分別方法等）」が+0.19、「災害（地震・洪水・豪雨等）からの安全対策」が+0.14 となっています。以下、「満足」が「不満」を上回っているものは、「保健サービス（検診・予防接種等）の状況」（0.11）、「騒音・振動・悪臭等の公害対策」（0.03）、「文化財・伝統行事の保護対策」（0.03）、「川・水路・池の整備状況（転落危険防止等）」（0.01）となっています。

逆に「不満」が高い項目は、第一が「公共交通機関（電車・バス）の便利さ」で-0.74 となっており、「不満」及び「どちらかと言えば不満」の回答が 59.1%を占めています。次いで、「働きがいのある職場の確保」（-0.64）、「商業の振興施策（商店街整備・賑わい創出策等）」（-0.50）、「工業の振興施策（融資制度・工業誘致等）」（-0.46）、「日常の買い物の便利さ」（-0.37）、「高齢者が住みやすい環境（バリアフリー等）の状況」（-0.27）、「救急医療体制の状況（夜間・事故等）」（-0.25）、「観光の振興施策（観光・交流施設の整備等）」（-0.25）、「スポーツ施設の整備状況・利用のしやすさ」（-0.25）などの順となっています。

■ 市政満足度評価

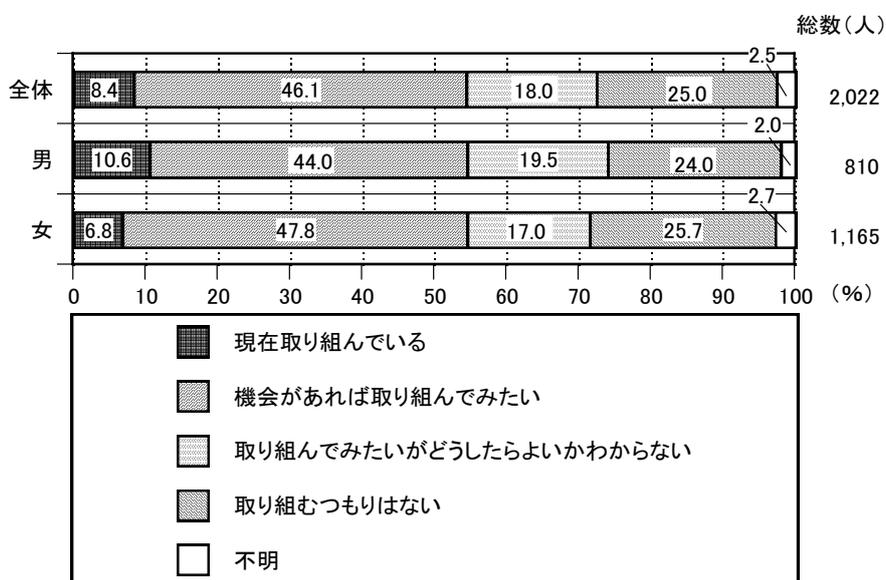


以上のことから、市民は、自然環境保全・公害防止対策、消防・防災対策、清掃対策、保健・衛生対策への評価が高く、公共交通対策、産業・雇用政策、医療・福祉政策、教育・スポーツ政策への評価が低い傾向が見られます。

④まちづくり活動への参加状況及び意向

市民の協働型まちづくり活動の取り組み状況は、「現在取り組んでいる」という回答は8.4%ですが、「機会があれば取り組んでみたい」が46.1%、「取り組んでみたいがどうしたらよいかわからない」が18%と意欲を示す人が全体の70%以上を占めています。この結果から市民協働のまちづくりの活発化のためには、機会や情報の提供が求められています。

■「協働型まちづくりの参加状況及び意向」



住民主体のまちづくりについての関心分野は、「子どもを交通事故・不審者から守る活動」及び「高齢者や障がい者を支援する活動」がそれぞれ30.6%、29.7%と際立って高くなっています。その他では、「水路・河川の清掃・美化活動」(21.9%)、「子育て支援活動」(20.5%)、「防犯・防災のための活動」(18.8%)、「商店街を活性化する活動」(17.2%)、「公園・遊び場をよくする活動」(17%)などが主な関心分野となっています。これらのことから、市民はまちづくり活動というよりも、従来型のボランティア活動への関心が高いことが伺えます。

■まちづくり活動の関心分野

